

学校法人行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学知的財産ポリシー

学校法人行吉学園（以下「本学園」という。）神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには、人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくすにある」である。

この精神に基づき、本学は、女子大学としての使命と社会的・地域的・時代的役割を認識し、教育・研究活動を通して得られる知的財産を積極的に保護・活用する。

その取扱いに関する本学園の基本的な考え方を知的財産ポリシーとして定め、教育・研究成果による社会貢献を推進する。

1. 適用対象者

本ポリシーの適用対象者は、本学園の教職員（非常勤教員を含む。）とする。また、本学の学生及び研究生であって、本ポリシーの適用を受ける契約がなされている者（以下「教職員等」という。）も対象者とする。

2. 対象となる知的財産

発明、考案、意匠を本ポリシーの対象とする。ただし、プログラムの著作物、成果有体物及び技術ノウハウについては、本ポリシーの思想を尊重しつつ、それぞれの特性に応じて取扱う。

3. 権利の帰属

本学園の資金又は本学園が管理している資金により、本学園の施設・設備等を使用して行った教育・研究に関連して教職員がなした発明等を職務発明とし、職務発明に係る特許等を受ける権利及びこれに基づき取得された特許権等は、原則として本学園に帰属する。ただし、本学園が承継しないことを決定した権利は、当該発明者に帰属させることができる。

4. 権利の承継

特許等を受ける権利の本学園への承継にあたっては、特許化の可能性、将来の活用性及び本学園としての必要性等を考慮して判断する。

5. 権利の取得、管理及び活用

本学園が承継した特許等を受ける権利は、正当な理由がない限り速やかに特許等出願を行う。本学が行った出願については、原則として、審査請求、中間手続等の権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に図る。ただし、権利化、権利維持する意義及び費用を勘案し、これらを放棄又は当該発明等を行った教職員等に譲与することがある。

6. 発明者等に対する補償

本学園が承継した権利の活用又は譲渡によって利益を得た場合は、当該発明等を行った教職員等に適切に還元する。

7. 共同研究等における知的財産

研究成果を社会において幅広く活用するため、企業等との共同研究及び受託研究を推進する。研究成果による知的財産は、原則として発明者等の所属する機関に帰属する。ただし、当該知的財産の出願から活用に至るまでの取扱いについては、企業等における実用化・事業化に配慮し、効果的に対応する。

8. 管理体制

知的財産の創造、保護及び活用を一元的に管理し、技術移転等による社会への貢献を推進するため、知的財産管理体制を整備する。また、社会のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう常に体制の見直しに努める。

9. 守秘義務

知的財産に関する業務に携わる教職員等は、当該知的財産について守秘義務を負う。

10. その他

本ポリシーを運用するために必要な事項は、学校法人吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学発明取扱規程等に定める。